（国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則の一部改正）

第二条　国家公務員退職手当法の規定に基づく意見の聴取の手続に関する規則（平成二十一年総務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（意見の聴取調書及び報告書の記載事項） **第十二条**　準用行政手続法第二十四条第一項に規定する調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 ［一～八　略］ ［２　略］ ３　準用行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。 ［一～三　略］	（意見の聴取調書及び報告書の記載事項） **第十二条**　準用行政手続法第二十四条第一項に規定する調書（以下「意見の聴取調書」という。）には、次に掲げる事項（意見の聴取の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～八　同上］ ［２　同上］ ３　準用行政手続法第二十四条第三項に規定する報告書（以下単に「報告書」という。）には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。 ［一～三　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行する。

別記様式第十一（第５条第２項関係）（表面）

【文書番号：　　】

年　月　日

退職手当相当額納付命令書

殿

（退職手当管理機関）

国家公務員退職手当法　第17条第４項 第17条第５項　の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）　円
（国家公務員退職手当法　第17条第４項 第17条第５項　の規定により控除される失業者退職手当額）　円

別記様式第十一（第５条第２項関係）（表面）

退職手当相当額納付命令書

年　月　日

殿

（退職手当管理機関）　印

国家公務員退職手当法　第17条第４項 第17条第５項　の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　(1)　に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内に　(2)　を被告として（被告を代表する者は　(3)　）提起することができる（なお、この命令書を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内に提起することができる（なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金　　円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）　円
（国家公務員退職手当法　第17条第４項 第17条第５項　の規定により控除される失業者退職手当額）　円